

宮城の安全・安心なたけのこ生産管理実施要綱

平成26年3月28日策定
平成26年4月18日改正
令和 4年3月 1日改正

(趣旨)

第1 この要綱は、たけのこの出荷制限指示の解除（または一部解除）の対象となる市町村または旧市町村単位の地域（以下「対象市町村」という。）において、安全・安心なたけのこの生産再開のため、生産者の認証登録や認証登録された生産者（以下「認証登録生産者」という。）及びたけのこの管理方法について、必要な事項を定める。

(対象区域)

第2 この要綱の対象区域は、対象市町村とする。

(対象品目)

第3 この要綱の対象品目は、対象市町村で産出したたけのこととする。

(生産者管理台帳の整備)

第4 対象市町村は、県及び関係団体等と連携し、管内すべての生産者に対し出荷再開の意向及び生産情報等を調査の上、様式第1号により生産者管理台帳（以下「台帳」という。）を作成する。

2 県は、対象市町村及び関係団体等と連携し、台帳により生産者情報を管理し、変更のあった場合は、その都度台帳を更新する。

(生産者の認証登録)

第5 対象区域において出荷再開を希望する生産者は、様式第2号により対象市町村に申請書を提出する。

2 対象市町村は、生産者からの申請書を取りまとめ、様式第3号により県事務所に依頼書を提出する。

3 県事務所は、第1項の書類について内容を確認したうえで、県林業振興課に送付する。

4 県は、出荷可能と認められる場合は、対象となる生産者に認証番号を付し生産者管理台帳に登録するとともに、様式第4号により認証登録生産者に通知し、併せて対象市町村及び関係団体に周知する。

(認証登録生産者等の責務)

第6 第5により生産者管理台帳に登録をした旨の通知を受けた生産者は、県が行う出荷制限解除後の放射性物質検査に協力しなければならない。

(生産者の認証登録後の栽培管理の実施)

第7 認証登録生産者は県の指導により、必要に応じて古竹の伐竹等の放射能低減のための栽培管理を実施する。

(出荷管理の実施)

- 第8 県及び対象市町村は関係団体と連携し、流通関係者等に対し生産者情報を周知するとともに、認証登録生産者の生産物以外を取り扱わないよう指導及び監視する。
- 2 県及び対象市町村は関係団体と連携し、認証登録生産者に対して、別紙様式1により商品の表示票について、たけのこの販売単位ごとに表示することを徹底する。
 - 3 認証登録生産者は各年ごとに出荷・販売記録を取りまとめ、たけのこの販売を完了したときは、様式第5号により対象市町村長を経由して知事に報告する。

(登録後の出荷前検査の実施)

- 第9 生産者団体等は各団体の定めにより、出荷前自主検査を実施し安全を確認した上でたけのこを出荷することとする。また、県は対象市町村と連携し出荷前自主検査の適正な実施について助言・指導する。ただし、次項による検査を実施する場合はこの限りではない。

第9の2 非破壊式放射能測定装置（以下「非破壊機」という。）による一部解除については以下のとおりとする。

- 2 対象市町村は、県及び関係団体等と連携し、管内すべての生産者に対し出荷再開の意向及び生産情報等を調査の上、様式第1号の2により生産者管理台帳を作成する。
- 3 県は市町村と連携して、非破壊機によるスクリーニング検査及び3検体以上の精密検査を行い、基準値以下であることを確認したうえで出荷する。
- 4 出荷期間中は、対象市町村当たり、週1検体の精密検査を実施する。
- 5 市町村は非破壊機によるスクリーニング検査を実施し、県の出荷・検査方針に定めるスクリーニングレベル以下であることが確認されたもののみを出荷可能とし、出荷に当たり全ての出荷物について出荷単位毎に検査番号による管理を行い、これを記した出荷・販売台帳（様式第1号の3）を作成する。
- 6 検査済みの採取・出荷物は、包装パッケージ等に、販売単位毎に品目、採取地、採取者の住所・氏名、検査番号及び放射性物質が基準値以下である旨を表示する。
- 7 市町村はスクリーニングレベルを超過した検体が誤って出荷されないよう、個体番号等を元に検査結果と現物を照合し、廃棄したことを確認する。
- 8 県は、非破壊検査において、スクリーニングレベルを超過したものについて、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリングに必要な数について、精密検査を実施し、検査後の検体は廃棄処分とする。

(認証登録の取消し)

- 第10 県は、認証登録生産者について、認証登録が不相当であると認めるときは、認証登録を取り消すものとし、認証登録生産者に様式第6号により通知し、併せて表示票の使用中止を命ずるものとする。
- 2 認証登録の不相当とは、次の場合をいう。
 - (1) 県が行う放射性物質検査の結果、基準値を超過し出荷自粛の対象となったとき。
 - (2) 表示票の使用許可を受けたものが表示票を不正に使用したとき。
 - (3) 意図的に制度の規定を遵守しないとき。
 - (4) その他、知事が不相当と認めるとき。
 - 3 第1項の通知を受けた生産者は、当該生産物の回収に努めなければならない。
 - 4 県は、第2項第1号により認証登録を取り消したときは、第7に基づき栽培管理を実施し、県が行う放射性物質検査で、当該竹林から採取したたけのこ3検体以上を1週間に1回測定し、直近1ヶ月以内の検査結果が全て基準値以下であることが確認された場合、当該生産者の認証の再登録を認めるものとする。

5 県は、第2項第2号から第4号により認証登録を取り消したときは、認証者に過失が認められた場合は、原則として当該生産者の認証登録を認めないものとする。

(生産者認証登録の抹消)

第11 認証登録生産者は、生産を中止する場合は、速やかに生産者認証登録の抹消について、様式第7号により対象市町村を經由し、県に届け出なければならない。

2 前項の届出があったとき及び第10第4項に該当するときは、県は、認証登録内容を抹消し、認証登録生産者及び対象市町村及び関係団体に様式第8号により通知するものとする。

(情報の公表)

第12 県は、出荷制限解除後の放射性物質検査の結果についてホームページ等で公表する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 3月 1日から施行する。